

飲食店等の消火器設置義務が強化されます

これまで飲食店への消火器の設置義務は、150平方メートル以上のものとされていましたが、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災に鑑み、消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月28日に公布され、全ての飲食店に義務化（一部除外あり）されるものです。（平成31年10月1日から施行されます。）



消火器の設置場所について

延べ面積150平方メートル未満の消防法施行令別表第1(3)項（料理店及び飲食店等）に掲げる防火対象物のうち、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物は、原則として、火を使用する設備または器具（調理油加熱防止装置、自動消火装置、圧力感知安全装置付きの器材は除く）が設けられた料理店、飲食店となります。



飲食を提供するため

コンロなどの火を使用する設備又は器具を設けている飲食店は、消火器の設置が義務付けられました。

※ コンロなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置（調理油過熱防止装置など）が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。



設置した後の消火器の点検について

今回の改正により設置された消火器は、「点検・報告」が必要となります。飲食店の場合、6ヶ月ごとの点検、そして1年に1回、消防署へ書類による報告が必要です。



設置が義務付けられた消火器具は、点検し、その結果を1年以内ごとに所定の様式で管轄の消防署に報告してください。

また、消火器の点検報告には、消火器点検アプリを活用する方法もあります。消火器点検アプリは、「App Store」や「Google Play」でダウンロードすることができます。

* より詳しいことをお知りになりたい方は、

岩国地区消防組合消防本部予防課（0827-31-0196）までご連絡ください。

